

## 平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について

平成20年11月25日  
相楽郡広域事務組合

平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、11月21日(金)に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、平成19年度の一般会計歳入歳出決算認定の件など5件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり認定・可決されました。

また、笠置町からの議会運営委員に石田春子議員が選任されました。

### 提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
報告第1号	平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計繰越明許費繰越計算書の件	平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)で繰越明許費の設定を行いました1款振興費、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定業務に係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。	報告承認
認定第1号	平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件	平成19年度一般会計決算 ・歳入総額は、 6億5,736万2,181円 ・歳出総額は、 6億4,425万5,946円 ・歳入歳出差引額は、 1,310万6,235円 ・実質収支額は、 1,310万6,235円	認定 (全会一致)
認定第2号	平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件	平成19年度特別会計決算 ・歳入総額は、 1,056万3,591円 ・歳出総額は、 808万2,206円 ・歳入歳出差引額は、 248万1,385円 ・翌年度に繰り越すべき財源は、 208万円 ・実質収支額は、 40万1,385円	認定 (全会一致)

<p>議第 6 案号</p>	<p>相楽郡広域事務組合 議会の議員の報酬 及び費用弁償に 関する条例の一部 を改正する条例の件</p>	<p>地方自治法の一部改正により、議員の報酬に関する規定が整備され、その報酬の名称を「議員報酬」に改められたことにより、関係条例の一部を改正するものです。 主な改正内容は、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであり、この条例は、公布の日から施行するものです。</p>	<p>可決 (全会一致)</p>
<p>議第 7 案号</p>	<p>相楽郡広域事務組合 議会の議員その他 非常勤の職員の 公務災害補償等 に関する条例の 一部を改正する 条例の件</p>	<p>地方自治法の一部改正により、議員に関する規定と非常勤の職員に関する規定を分離し、明確にするため関係条例の一部を改正するものです。 主な改正内容は、「職員」を「議員及び職員」に改めるものであり、この条例は、公布の日から施行するものです。</p>	<p>可決 (全会一致)</p>